

第十六回 参議院經濟安定委員會會議錄第五号

(三三三)

昭和二十八年七月九日(木曜日)午前十一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 八木 幸吉君
委員 岩澤 忠恭君
永井純一郎君
鮎川 義介君

國務大臣

通商産業大臣 岡野 清麿君
政府委員 内閣官房長官 福永 健司君
公正取引委員会委員 湯地謙爾郎君
経済審議院政務次官 深水 六郎君
経済審議院次長 平井富三郎君
経済審議院事務局 今井田研二郎君

事務局側

常任委員 桑野 仁君
会専門員

本日の会議に付した事件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○連合委員会開会の件

○公聴会開会に関する件

○離島振興法案(衆議院提出)

○日本経済の安定と復興に関する調査の件

(経済自立政策に関する件)

○委員長(早川慎一君) それでは只今から経済安定委員会を開会いたします。

先ず私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、予備審査でありますが一応政府の提案理由の説明を福永官房長官から聴取いたします。

○政府委員(福永健司君) 只今上程されました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を説明いたします。

昭和二十二年七月に独占禁止法が施行されてから、早くも約六十年を経過いたしましたのでありますが、その施行の経験に徴しまして、本法の諸規定を我が国経済の特質と実態に、よりよく則応するものにする必要が感ぜられたのであります。もとより国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、私企業による市場独占のたたらす諸弊害を除去し、公正且つ自由な競争を促進しようとする独占禁止法の根本精神は飽くまで尊重すべきものであります。が、この際、内外諸情勢の推移に鑑みて、独占禁止法に適當な調整を加える必要があると考え、前国会にこれが改正を提案いたしました。成立をみるに至りませんでしたので、今回改めて本法を提出するに至つた次第であります。

本法案は、前国会に提出いたしました法案とその内容がほぼ同一であります。その改正の項目は多岐に亘つておりますが、主要なものは特定の組合、即ち不況に対処するため必要がある場合及び合理化の遂行上特に必要がある場合における事業者の共同行為を、一定の条件の下に認容したこと、株式の保有、役員兼任等の制限を緩和したこと、不正競争方法に関する現行法の規定を整備したこと、不当廉売、おとり販売等の不当な競争を防止するための再販価格維持契約(定価拘束制度)を認めたこと、事業者団体法を廃止して必要な事項を独占禁止法中に収めたこと等でありました。

何とぞ、御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(早川慎一君) 本法案につきましては、通産委員会から連合委員会の申込がございまして、午後二時逐条説明を政府にお願ひすることにしたしまして、一応この法律案はこの程度で打ち切りたいと思ひます。

○委員長(早川慎一君) この際、ちよつとお諮りしておきたいと思ひます。これは一応事務局のほうで予定しました分を御披露いたします。なお御意見があれば、それによつて決定いたしておきたいと思ひます。

本日この委員会におきまして独禁法の提案理由の説明を聞きましたが、午後には実は独禁法の内容の逐条説明に就いて質疑に入りたいと思ひますが、ただ、ここで本委員会に付託になりましたこの法律案につきまして、通産委員会から連合の申込がございまして、これを承認したかどうかと思ひますが、如何でございませうか、それによつてございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(早川慎一君) それでは午後一時から通産委員会と連合……。

○鮎川義介君 どのくらいかかります。

○委員長(早川慎一君) 主として、逐条説明のあと、通産委員会の側のほうの質問を主といたしたいと思ひます。ですから、本委員会のほうの質問は、又後日に、大分余裕がございしますので、主として、連合委員会として通産側のほうの委員の質問を主として行きたいと思ひます。

それから来週の火曜日に引続いて独禁法、それから輸出取引法とそれから特定中小企業、これはこの委員会から通産委員会にのうに連合を申込んでありますから、その予定をいたしたいと思ひます。通産委員会のほうの都合がつけば、来週の火曜日はそのほうに当たりたいと思ひます。

それからなお先ほどちよつと懇談会で申上げました通り、独禁法につきましては公聴会を開く必要があるのじやないかと思ひます。その手続をとりたいたいと思ひます。そういうしきと、それを大体今のうちに予定しませんと、新聞広告等の関係もございまして、十七日というところに予定いたしました。それを御承認願ひたいと思ひます。それから引続いて二十一日は、ずつと続いて、丁度二十一日、二十二日、二十三日までは続けて聞かなければならぬやうなことになると思ひます。それから、あらかじめそれくらいを予定します。又、そのときの情勢によりまして日取りを変えて行つたら如何かと思ひます。

それからなお独禁法に関して請願、陳情がございしますので、そのほかの請願、陳情も合せて二十七日頃それをやりたいと思ひます。大体二十八日か、九日頃に独禁法を上げるやうな順序にならうかと考えておりますから、よろしくお願ひいたします。これはただ予定でございまして、なお詳細はその都度お諮りいたしますことにいたします。

○岩澤忠恭君 連合委員会は三回になりますね。

○委員長(早川慎一君) 独禁法が今日午後でございまして。

○岩澤忠恭君 独禁法でなく、輸出取引法、特定中小企業に対するやつは二十一日、二十三日……。

○委員長(早川慎一君) この三日はこの三つの法律案を連合してやる形になりますから、九日は独禁法、十四日から輸出取引法、特定中小企業、二十一日それから二十二日が通商航海条約、これは外務委員会それから二十三日、こういう予定をしておるわけでありまして、なおこれは通産委員会の都合も聞いてみなければならぬので、大体こういうやうな予定をしておいて、こちらから申込んでおいたかどうかと思ひます。

○委員長(早川慎一君) それでは前回継続して審議に入つております離島振興法案、衆議院修正送付。前週一応の質疑が終了しておりますが、なおその際、政府側のこれに関する意見を確かめたいというお申出がございまして、只今政府委員として今井田研二郎君が

出でおりますので、御発言を許します。
○政府委員(今井田研二郎君) 私経済審議庁の審議官今井田でございますが、政府を代表すると申しますよりも、経済審議庁を代表するとして、経済審議庁のこの法案に対しては、経済審議庁のこの法案に対しては、御承知のように、経済審議庁では、現在国土総合開発法という法律の運用を一応主管しておるのでございまして、この国土総合開発法におきましては、これも申すまでもなきことながら、国土の完全なる開発利用というのを旨として、大体四つの計画が考えられておるのであります。

第一は、全国計画、それから地方計画、府県計画、それから特定地域計画と、この四つの計画を総合開発計画において立てることになっておるわけなのであります。
府県計画と申しますのは、言うまでもなく、各府県を単位とする計画でございまして、例えば、今回この法案の対象になつております島々も、それぞれの府県におかれましてその府県の総合開発計画の対象地域として取上げられるような仕組になつております計画であります。

それから、特定地域と申しますものは、これは政府が全国のうちで特に重要と思われる地点を、法律に基づいて指定いたしまして、その地域の開発を国が責任を持って遂行するという態勢になつておる地域でございまして、一昨年の十二月でありましたか、全国に十九の特定地域を指定いたしました。現在これの総合開発法の策定及び一部分は今年の二月、そのうちで北上地域だけは計画が決定されましたこと

は御承知の通りでございまして。その他は、現在鋭意計画の策定に努力しておるような次第でございまして。

地方計画及び全国計画は現在まだ構想の段階でございまして、いずれもまだまとまつた計画にはなつておらないのでございまして、現在政府が最も力を入れてやつております仕事は、特定地域計画の策定と、それからこの計画に基づき事業の実施と申しますか、特定地域の総合開発ということに最も重点を置いておるのであります。で、この法案の対象になつておる島々のうちで、例えば対馬でありますとか、隠岐島でありますとか、或いは鹿児島島の屋久島、こういう島は十九の特定地域に指定のうちの一府県であり、特定地域のごときは対馬地域といたしまして、特定地域計画の一つの単位となつておるのであります。従つてこれらの地域におきましては特定地域計画と離島振興法とがダブルというふうな工合にもなるわけでございまして、そこで、元来各方面で御議論がございまして、総合開発計画で行けば離島振興計画というものは要らないのではないかというふうな御意見もあり、事実我々の内部におきましてもそういう意見もあつたのでございまして。ところが、国土総合開発法は国土の完全なる開発利用というのを目的としておるのでございまして、現在のところこの運用は先般も離島振興法から御説明がございましたように、必ずしも経済効果ということだけで仕事はしておらない、計画を立てるのではないのであります。最大の重点は国民経済に対する寄与が当該地域からどのようにあるかと

いうことを最大の重点といたしまして、後進未開発地域のレベル・アップでありますとか、或いは民生の向上でありますとかいうことは、この場合の国土総合開発法の現在の運用におきましては必ずしも最大の重点としてはおらないのであります。その運用方法がいろいろ御議論もあつたと思いますが、現在の国土総合開発法におきまして決定された方針は大体そういう方針で動いておるのであります。そのことが第一点。

それからもう一つ、現在国土総合開発法で取上げておりますことは、これは特定地域計画というものを中心とした場合の考え方でありまして、府県計画の場合はこれ又おのずから別でございまして、現在最も国で力を入れております特定地域計画におきましては、国民経済に対する寄与というものを今申し上げましたように重点としてございまして、勢い取上げます事業のごときも根幹事業に限定されるのであります。例えば対馬なら対馬で申上げますと、対馬というものを国民経済の一環として考えました場合に、どういふふうなことを開発すればいいかというふうなことを重点としてございまして、対馬の住民の生活の引上げということだけからいいますならば、他の事業もしたほうがいいという事業も落ちるという場合もあり得るのであります。そういうふうな、若干狙いが違ひますので、総合開発法の考えておりますことと、離島振興法の考えておりますことは、外形的には同様でございまして、若干その間に目的が違ひような点があるのであります。

それからもう一つは、総合開発法でやつてやれませんが何であるかと申しますと、現在の総合開発法に、国が特定地域として指定したような地域に対しては財政上或いは特別の負担をし、特別を設けることができるというように根拠法があるのでございまして、直接特定地域に対して財政上の特別を設けるとか、或いは税率に関する特別を設けるとかという具体的なことは書いてないのであります。ところが、今回の離島振興法案におきましては、第九条であります、特別に国の補助率の負担特別を明記してあるわけでございます。こういうふうなことは現在の総合開発法ではこれは求められないことであるというふうな我々事務的に判断いたしました。従つて、離島をこの立法者のお考えのような観点から開発する場合におきましては、一応現在の総合開発法では完全ではない、現在の総合開発法の運用によりましては必ずしも所期の目的は達成することにはできないのではなからうかというふうにも考えられました。かたゞ、こういうふうないわば特殊立法的なものはこれが最初ではないのでございまして、御承知のように或いは特殊土じよう法でありますとか、或いは急傾斜等段々島に對する特別でありますとか、いろいろ、こういう地域の開発に關しまする特別は総合開発法のほかにもまみ見られるわけでございまして、我々いたしましては必ずしもこの法案に對しては反對し、或いは別の形のものにするという必要は先ずなからうというふうな考えられませんでしたので、この立案を企画されたかた々に對しましては一応経済審議庁としては異

存がないというふうに申上げた次第でございまして。

なお他の各省の意向でございまして、これは私がここで責任を持つて申上げるのはいささか當を得ないかとも思つてございまして、私が承知しております限りにおきましては大体各省ともこの法案には異存がないというふうな聞き及んでおるのであります。ただ一部参議院で御修正に相成りました部分につきましては、若干まだ各省の完全なる了解を取つたかどうかという点に對しましては、まだ私本日までその辺の事情を明らかにして参れませんでしたけれども、大体各省ともこの法案に對しては異存なからうというのが私の考えでございまして。
一応経済審議庁を中心としてこの法案に對する考え方を申上げた次第であります。

○委員長(早川慎一君) 只今の説明に對して御質問ございせんか。
○八木幸吉君 今の国土開発法の除外例的の単独立法のお話がちよつとございましたが、あれをもつと詳しく聞かして下さい。その種類と内容を……。
○政府委員(今井田研二郎君) これは現在の国土総合開発法は、御承知のように北海道を除いてございまして、北海道以外の地域の国土の完全なる利用開発、それによつての民生の安定向上というふうなことを狙ひにしてございまして、全国土に關しますところの土地と水の利用に關する計画は全部この総合開発法でやり得ることになつておるわけでございまして。ところが、土地と水の利用に關するこの法律ができました以後の単独立法、特殊立法といたしましては、最も大きな

ものは御承知のように積雪寒冷地帯に對します法律がございます。あの法律もいわけ一つの土地と水の利用に關する特例法と言つて差支えないと思ひます。その後出ましたものは特殊土じよう法、これは主として西日本におきますところの、火山灰或いは花崗岩地帯等の特殊土じよう地帯に對します振興法、こういうものが昨年の春でございまして国会を通過いたしました。こういう法律が出ています。そのときにやはり法律の正確なる名称は覚えておりませんが、急傾斜地帯に對します島その他であります、田圃でありますか、こういうものには對しまして特別の保護法というふうなものが出たわけでありまして、それから本国会で通過いたしましたかどうか、湿地單作というふうな法律が出ております。これもやはり土地改良というふうなことを目的とした特殊な法律であります。こういうふうなことは総合開発法という国土の完全なる開発利用を行うという建前をとりました法律を若し完全に運用しますならば、その法律でやれることとございます。従つて厳密に申上げますならば同一のものを対象として二つの法体系があるということになるわけでありまして、一は全部網羅的に考へる。一は部分を非常に鋭角的に深く取上げるものでございまして、全体として深く取上げるほうがいいか、深く鋭角的に取上げるほうがいいかどうかというところは、いろいろ意見の相違がございまして、又効果だけを考へますと、そのほうがいいかと考へまして、如何に調和するかということについては絶えず我々は総合開発法の根本的な方針に基いてこういう法律の

運営をやりたいという申入をいたしました、現実に調和いたしました運営はしておるのでありますけれども、法体系としては明らかに破られておるような形があるわけでありまして、この法律もそういう行き方をとつております。

○委員長(早川慎一君) それじや一応ここで離島振興法案に對する質疑を中止いたしました、今衆議院の予算委員会に出席中でありまして、特にその間を縫つて審議局長官が見えておりますから、日本経済の安定と復興に關する調査に關連いたしました経済自立政策の構想に對する説明を聴取いたしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清孝君) 我が国経済の自立に對しましては、本會議など申上げました大體の構想に基きましておむね五年後即ち昭和三十三年の頃における大體の我が国の経済の姿について研究を進めておりましたが、このほど研究途中の中間的数字がございまして、その概要を申上げたものと存じます。勿論これは一応の中間的なものでございまして、今後の経済情勢の変化及び檢討に應じ當然変更を來すべきものでございまして、又關係各省とも今後更に十分連絡いたしまして檢討を加へなければならぬ必要もございまして、経済審議會においても十分検討されるものでございまして、更に経済界その他各界の意見も十分聴取いたしまして今後なお慎重検討の上、もう少し身の入つたものを申上げたと思つております。

それでは次に右の中間的研究の概要について申上げます。先ず第一に基本構想はどんなものであるかということ

につぎましては、まあ大體世界情勢の現状及び將來に對應いたしまして、国民消費水準の維持充実に努めつつ極力正常な貿易による國際收支の均衡を図つて行くという、これが一番でございまして、それから右の目標を相当高水準の特別外貨収入を期待し得る間に實現して行きたい。特需のある間には是非これを完成して行きたいと考えております。それからこれがために輸出の増大、国内自給度の向上を通じて國際收支の改善を図りつつ経済規模の拡大を図つて行きたい。なおこれと共に消費を抑制し、所得の増加はなるべく蓄積に振向けよう措置して経済自立の速かな達成を図りたいと存じます。

施策の重點はどこに置くかと申しますれば只今申上げました基本構想に基きまして次に申上げるような諸施策を重點的に実施して参りたいと思つております。先ず第一に浮かび上りますのが輸出の増大でございまして、経済外交の推進と東南アジア諸国との経済提携の強化など輸出市場の拡大を図ると共に、左により割高物資のコストの低減を図り、その他金利の引下げ、税制の合理的改正に努め、その國際競争力の強化を期するわけでございまして、そのうちでも先ず第一に石炭鉄業、これは堅坑開発を促進することなど、その合理化を推進しまして、大體五年以内に二〇〇程度の炭坑の引下げを図るという目標にいたしております。第二番目に鉄鋼業でございしますが、既定の合理化三年計画によります製鉄設備の近代化を促進し、鉄鋼は約四〇%、棒鋼が二二%、厚板二〇%、薄板二七%程度のコストの引下げが図れると見込んで

おります。三番目に硫安工業でございしますが、設備の近代化の促進、操業度の向上などにより、大體三年以内に二〇〇程度のコストの引下げを図りたいと存じております。四番目に機械工業でございしますが、これは無論造船工業も含んでおります。設備の近代化を促進しまして極力そのコストの低減を図る。

大きな二番といたしまして国内自給度の向上でございしますが、現在輸入総額の約五割は食糧及び纖維原料でございまして、今後の人口増加と農地の荒廢により、このままでは行きますまいと更にこの輸入は増加するものでございまして、食糧及び合成纖維の増産に重點を置いて国内自給度を向上せしめ、外貨の節約を図るほか、外航船腹の増強によりまして外貨の節約及び外貨の獲得に資する。こういうこととございまして、そのうち一番といたしまして食糧の増産でございしますが、これは昭和三十三年度におきまして米麦千七百石の増産を行うことを目標といたしまして、食糧の増産を図ると共に米食偏重の是正を図りたいと存じております。二番目に合成纖維の増産でございしますが、これは昭和三十三年度におきまして合成纖維一億五千万ポンドの生産を目標とし、設備の増加を図つて行きたいと存じます。三番目に外航船腹の増強でございしますが、昭和三十三年度当初におきまして百二十万総トンの外航船腹の増加を目標としてその増強を図りたいというのを目的とするものでございまして、四番目は電源開発の促進でございしますが、既定計画通り昭和三十三年度までに五百五十万キロワットの出力の増加を目標といた

しまして電源開発を促進したいと存じます。それから奢侈的輸入品及び輸出適格品の消費の抑制でございしますが、奢侈的物資の輸入をできるだけ抑制いたしまして、外貨の節約いたしますと共に、若しこれが輸出適格品であるというふうなものがございすれば、これはできるだけ国内における消費を抑制いたしまして輸出のほうへ差向けてもらいたい、又そういうふうにしてもらう、さうに考へております。

そこで五年後におきましてその経済の構図はどうであるかと考へます。というところ、以上申上げましたような構想によりまして大體五年後の我が国の経済の構図は次のようなものでござい

一 第一の國際收支、これは輸出は昭和二十八年度の十一億八千万ドルに比べまして約三億ドル増加して十四億六千万ドル程度となる見込でございまして、又輸入は昭和二十八年度の十七億八千万ドルに比しまして約一億ドル減じまして十六億六千万ドル程度になるであろうと考へるわけであります。三番目に正常の貿易外收支におきましては外貨の節約と共に船腹の増加によりまして三國間輸送による運賃収入の増加が期待されるので、昭和二十八年度約一億ドルの赤字勘定に對しまして一応約二億ドルを期待してござい

第二番目は生産でございしますが、鐵工業生産指數は昭和二十八年度の一五

四に對し一七〇、約一割増となりま
す。農林水産指数は昭和二十八年一
〇八に對し一三二、これも約一
割増となります。

国民所得はどうかと申します
と、国民所得は昭和二十八年の五兆
八千二百億圓に對し、六兆五千五
百億圓、約一割増となる見込でござ
います。

消費水準でございすが、一番に主
食の一人当り消費量は二千七カロリ
で、二十七年と等しい。これは昭
和九年——十一年は二千八十二カロ
リ、大体三十二年におきましては二
十七年度のカロリと同じようになつ
て行く。又砂糖の一人当り消費量は二
十七年度の九・七キログラムに對し
て一〇・七キログラムになるつもり
でございすが、食用油の一人一日当り
消費量は二十七年の三・五グラムに
對し、四・五グラムとなるわけで
あります。繊維の一人当り消費量は昭
和二十七年の二・八四ポンドに對
し、二・四〇ポンドでございま
すが、合成繊維は耐久力が強うござ
いますので、このメリットをその中に勘
定に入れますと、現実の消費量は一四
・四〇ポンドということになるはずで
ございすが。

次に雇用でございすが、これは昭
和二十八年に比しまして国民所得は
一二％増加するに對し、人口は五
％の増加にとどまるわけでござ
いますので、総人口に對する労働力人
口の割合を現状通りといたしますれ
ば、労働力人口の増加は右の経済規模
の拡大によつて吸収され得るものと認
めるのであります。

資金の面でございすが、電力、食

糧、合成繊維及び外航船腹の増加並び
に石炭、鉄鋼、硫酸及び機械の合理化
に必要な資金としまして要望されてお
る昭和二十八年乃至三十二年の所
要金額は約二兆九百億圓になつてお
ります。そのうち財政資金から賄われ
ることが要望されておるものが約一兆九
百億圓でございすが、今後における財
政資金の需要の増加等も予想されま
すが、右の財政投資要望額もその効率的
な使用を図ることによつて幾分減額し
得るものであらうと考えております。

今後経済規模の拡大によりまして自然
増収もありましようから、民間金融機
關の一層の協力と外資導入の促進とも
相俟つて、これら経済自立に必要な資
金の優先的確保を図れば所要な財政資
金は供給し得ると考えられるのであ
ります。

以上大体のことを申し上げましたが、
これは中間でございまして、まだ年次
別にどういふふうにして行くかといふ
細かいことはまだ作業中でございま
す。まだ出ておりません。一応事務当
局においてこのような考えをまとめ
したので、今後の修正又は検討を前提
といたしまして、御報告を中間的に申
上げる次第でございすが。

○委員長(早川慎一君) それじや衆議
院のほうから呼出しがおりますので大
臣に對する質問をお願いいたします。
○鮎川義介君 今の長官の御説明とそ
れから前から聞いております御演説の
要旨をよく拝見しまして、大変結構に
一応できておると思ひますが、私はち
よつと御質問をいたしたいのは、今輸
出をやつておりますが、大体出血輸出
になつておる、これはつまり国際収支
のバランスをとるために續けてこれを

やる場合には出血がな多くなる虞れ
があると思ひます。それを出血はか
まわないから積極的に政府はやつたほ
うがいいというお考えですか。それと
も出血をしないで、若しそうであるな
らば輸出を制限してもしないようにす
るのがいいか、どつちの御方針なん
でしようか。

○國務大臣(岡野清素君) お答え申上
げます。私は只今の段階におきまして
は出血輸出といふものは余り好ましく
ないと思ひます。と申しますことは、
ともかくも特需がございまして、この
特需も三四年は続くといふことが予想
されますので、我々はその特需のある
間に日本の経済を建直して正常貿易、
即ち出血をせずにコストを引下げて、
そうして利益を得て外国との貿易がで
きるという方向に持つて行きたいと思
つております。ただ問題といたしま
すのは、これは如何にして出血輸出を
防ぐか、即ちコストを引下げなければ
ならぬかといふことでございすが、只
今私が申しましたのは、これは五年先
のことでありまして、まじやくに合
ひまして、どうして早く出血なし
に而も輸出が増進できるようなことを
考えなければならぬのでございすが。

こういう私は一応五カ年後の計画を立
てましたけれども、これは長期のこと
で、目先の如何にしてこの特需のある
間に早く正常な貿易に建直して行くか
といふことにつきましては、二十八年
度は予算がとれまじから、予算上の
措置によつてこれをどうするといふこ
とはできませんが、併し税法上の関係
とか金利の操作とかいふようなこと
によりましてコストを引下げるといふこ

とにやつて行きたいと思ひます。結局
問題は出血輸出は私は余り好ましくな
い、こう考えております。

○鮎川義介君 好ましくなくとも、や
はりドイツその他現在の海外の情勢か
らいたしますと、今の段階では出血輸
出でなければ仕方がないといふことに
なるのじやないでしようか。

○國務大臣(岡野清素君) お答え申上
げます。これが私の考えをいたしまし
ては業者のほうでは、或る例を確定し
とつてみまじても、出血輸出をしたよ
うな形になりますけれども、併しその
業者全体をいたしましては私は出血に
なつていないと思ひます。併しこれは
国内の政治情勢からいへば、異論が
出まじ問題になつておりますけれど
も、大体商売人は私は損してしまつた
ら出さうといふようなことは……我
々が幾ら出血輸出をしなうといふ言
つて出すものじやない、こゝういふや
うな私は考えを持つておるのであり
ます。昔のように統制経済でやつてお
る時代なら政府の命令とか政府の方
向とかいふものにこれを従わせて行く
といふようなことになつて日本の経済
を破壊するような出血輸出をするか
も知れませんが、只今の段階では私は
そうはならないと考えております。

○鮎川義介君 その特需のほうも出血
じやないですか。あれは、特需とい
ふものがある間にいふのは、特需は儲
かるという予定になつておるので
か、それとも特需もやはり同じよう
に出血じやないでしようか。

○國務大臣(岡野清素君) どうも大体
いへば、日本のものが特需あたりで出
血になるかどうかといふことと思ひま
すけれども、私は全体を申せば出血に

はなつていないのじやないかと思ひま
す。ただ高いから向うが買取る、又値
段を叩くといふこともございまいし
けれども、併し只今日本で受けてお
る特需というもののつきましては、相
当国際価格から高い値段でとつてお
うであります。我々として一番心
配なことは、どういふふうになつて
参りますかわかりませんが、これは仮
定の問題でございすが、仮に今までの
特需であるものがMSAといふものに
切替えられたその後における経済界の
苦勞といふものは、これは相当なもの
だと思ひます。今は少々、少々申し
ますが、日本の内地の値段で向うも引
受けてくれておりますけれども、併し
MSAの形で参りますことは、これは
理論でございまして実際ではござい
ません。今後の交渉に待たなければなら
んことは勿論でございすが、併し
併しあの理論でMSAがやられるとい
ふことになれば国際的な競争に勝てな
ければ行けん、こゝういふことになり
ますから、その場合になりましたら或
いは出血してもとらなければならぬ理
由も出て来る時代が来るかと思ひま
す。それまでに我々何か考えなければ
ならぬと思ひます。

○委員長(早川慎一君) ちよつと皆
様にお諮りいたしますが、只今衆議院
のほうから岡野長官の出席を要求され
たのであります。まだ御質疑が残つて
おると思ひますが、成るべく早い機会
にもう一度機会を作つて御質疑を願
うことにして、一先御退席願うこと
にいたします。

なお引續いて審議院の次官と次長が
残つておりますから、若し大臣に對
する御質疑以外で御質疑があらまじ

○八木幸吉君　今の長官の御説明では五力年後には米麥の増産千七百万石と

おつしやつたのですが、私数字を持っておりますが、明年の予算で相当巨額の食糧増産費が計上されておりますけれども、米麥の生産高をちよつと調べて見ましても、的確といえますが、その効果が生産量の上に現われていないように思うのですが、貿易の關係から食糧の自給は無論非常な必要なこと、私は相当巨額な食糧増産費を使つての食糧増産計画でありますから、成るべく有効にこれが使われるように希望するのですが、経済審議庁の立場で、例えば過去五カ年間における食糧増産対策費と實際の増産高とを比較されました、効率的にこれが使われておるかどうかという点を御研究になつたことがあれば、数字に基いての資料を一遍提出を願ひたい、こういうことをお願いしたいと思います。

○政府委員(平井三郎君) 只今長官から三十二年度までの財政資金の需要、について一兆九百億、そのうち食糧増産に只今要望されております額が四千三百七十億でありまして、一兆九百億のうちの相当の部分を占めておるわけでございます。本年度の二十八年度に、ついて見ましても、予算に計上せられましたプロパーの食糧増産に対する予算は四百六億であります。それに対して一応農林省で立てました五カ年計画で参りますと、初年度では八百億の要求があるわけであります。従つて今後この金をどう賄なつて行くかというのの一つを捉えましても、食糧増産のほかの各種の石炭、鉄鋼、肥料、合成繊維、海運関係の資金、電力等を考

考えております。従いまして審議庁といたしましては食糧増産として毎年の

人口増と、それから農地の潰廃等による減産、これがそれだけで五カ年間放置しておきますと、纖維も若干ありますが、約三億ドル程度の外貨支出を要することになるのであります。従いまして何といたしましても食糧増産としては相当の増産をして行かなければならない。従つてこの食糧増産につきましては効率的な金の使い方というものを図つて行かなければならない、過去の実績を見ましても、それはその年の天候関係などによりまして、工場生産のようにその増産施設のための増産分というものが的確には出て参らないわけであります。が併し今申上げました、毎年二百万石程度に亘る農地の潰廃に伴う減収、或いは人口増による自然増というものを賄なつて来ておるわけであります。食糧増産につきまして

相當の効果をやはり挙げておるのではないか、但し金の使い方につきましてはいろ／＼な問題が一般的に指摘されておる状態でございますので、今後この千七百五十万石のいわゆる増産計画というものに対応いたしまして、如何にすることが最も資金効率の点或いは増産効果の点から適當であらうかという点は検討を深めて参りたい、かうに考えておるわけであります。この点は他の産業の面につきましても同様のことが言えると思ひますが、特に食糧増産につきましては、金額が大きい点、それに見合ふ増産効果というものの關係を今後とも農林省とも協力いたしまして深めて参りたい、こういうふうに考えております。従来の増産効

にいたしましたして御説明申上げたいと思
います。米麦のつきまじりも増産して

おりまして、或いは麦、甘藷、菜種その他の農産物を引つくるめまして相当の増産になつておることは事実であります。今後、現在出しております予算の約倍額程度のものを計上して行きたいということになりますれば、只今御指摘になりました資金効率に伴う増産効果というような点を更に突つこんで検討して参りたい。只今長官が中間の試算と申上げましたように、そういうような点もございまして、大体のめどといたしまして、一応五カ年計画の数字そのものを計上して検討を続けているわけであります。財政資金の現状から見まして、やはりできるだけ少ない資金で効果を挙げに行くということを考えているということで、特に食糧増産につきましては、その点特に慎重を期して参りたいというふうに考えてお

ります。

〇八木幸吉君 私この間過去五六年間の主要食糧生産高の絶対値を見たので、今ちよつと記憶しておりませぬけれども、やはり巨額の金を出しておるのですが、一向に殖えていない。我々の立場といたしましても、十分この問題はいろいろな角度から検討したいと思ふのですが、只今お話の資金効率の立場から、なおいろいろ農林省のほうには弁解はあるようですけれども、どうももつと的確に行けるのじやないかという気がいたしておりますので、経済審議庁の立場から十分一つ過去の実績などを御検討頂いて、効率の挙るような計画をお立て願いたい。なおそれら参考資料になるようなものがあれば

願いたいと思います。

（委員長「早川慎一君」）これも一応この程度にとどめておきます。

それでは委員会は本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

七月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

目次中「第三章、不当な事業能力の較差」を「第三章 事業者団体に改める。

第二条第一項中「事業を営む者をいう。」を「事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う

役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用について、これを事業者とみなす。」に改

め、同条第六項を次のように改める。

この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当す

害するおそれがあるもののうち、

公正取引委員会が指定するものという。

一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

二 不当な対価をもつて取引すること。

三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とそ

の取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会

社の不利益となる行為をするようた、不当に誘引し、そそのか

し、若しくは強制すること。

第二条第五項を削り、同条第四項中「他の事業者と共同して」の下に

「対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限す

る等」を加え、同条第二項中「国内における」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

この法律において事業者団体とは、事業者としての共通の利益を

増進することを主たる目的とする
二以上の事業者の結合体又はその

連合体をいい、左に掲げる形態のものを含む。但し、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、且つ、現にその事業を営んでゐるものを含むものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む）である社團法人その他の社團

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

この法律において役員とは、理事、取締役、業務執行する無限責任社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除
第六条中第一項及び第二項を次のように改め、第三項を削る。

事業者は、不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

事業者は、国際的協定又は国際的契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約

の写（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添附して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第七条中「第四条第一項、第五条」を削り、「第三項」を「第二項」に改める。

第三章 事業者団体
第八條 事業者団体は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を實質的に制限すること。
二 第六條第一項に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。

三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ）の機能又は活動を不当に制限すること。

五 事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。
事業者団体は、公正取引委員会規則の定めるところにより、その成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定による届出に係る事項に変更を生じたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その変更の日

の属する事業年度終了の日から二箇月以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

員会に届け出なければならない。事業者団体が解散したときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その解散の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第八條の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、届出を命じ、又は当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会は、事業者団体に対し、前項に掲げる措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該団体の役員若しくは管理人やその他の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにその行為を行うものである場合には、その事業者を含む）に対しても、同項の措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

第九條第二項中「外国会社を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

前二項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することの主たる事業とする会社をいう。

第十條 会社は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争

を實質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む国内の会社であつて、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が一億円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社

は、国内の会社の株式を所有する場合（株式の有価証券信託において自己を受益者とし、自己が議決権を行使する場合を含む）には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎事業年度終了の日現在においてその所有し、又は信託をしてゐる株式に関する報告書を出し、又は信託をしてゐる株式を二箇月以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

第十一條 金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。但し公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有する場合
二 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する

場合
三 委託者を受託者とする有価証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合において、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することになつた日から一年をこえて当該株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第十三條 会社の役員又は従業員（繼續して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。以下本条において同じ。）は、国内の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

会社は、不正な取引方法により、自己と国内において競争関係にある国内の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己の従

業員がその会社の役員としての地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。

会社の役員又は従業員は、その会社と国内において競争関係にある国内の会社の役員としての地位を兼ねる場合において、これらの会社のうち、いずれか一の会社の総資産が一億円をこえるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その役員としての地位を兼ねることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

第十四条 会社以外の者は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある二以上の国内の会社の株式をそれぞれその発行額の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その所有することとなつた日から三十日以内に、これらの株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならぬ。

第十五条 第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項但書中「公正取引委員会が、当該合併が第一項各号の一に該当する疑があると認める場

合には、」を「公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮し、又は」に改め、同条第四項中「同項但書の規定により」の下に「短縮され、若しくは」を加え、同条第五項を削る。

第十六条中「外国会社を含む。以下本条において同じ。」を削る。

第十七条の二第二項中「第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第二項」を「第十條、第十一條第一項」に改め、「公正取引委員会は」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を加え、「若しくは杜撰」を削り、同条第二項中「第十四條第一項、第二項若しくは第三項」を「第十四條」に改め、「公正取引委員会は」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を「報告書の提出」の下に「若しくは届出」を加え、同条第三項を削る。

第十八条中「第五條若しくは」を削る。

第二十二條第一項中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加える。

第六章中第二十四條の次に次の三條を加える。

第二十四條の二 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができ、そのを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これ

を維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。

二 当該商品について自由な競争が行われていること。

第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、第一項と同様とする。

二 農業協同組合法
三 国家公務員共済組合法（日本専売公社法第五十一條第一項、日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法第八十條第一項において準用する場合を含む。）

四 消費生活協同組合法
五 水産業協同組合法
六 公共企業体労働関係法
七 労働組合法
八 中小企業等協同組合法
九 地方公務員法
十 森林法

十一 地方公営企業労働関係法
第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第二十四條の三 この法律の規定は、特定の商品の需給が著しく均衡を失つたため左の各号に該当する事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者団体（以下「生産業者等」という。）が、次項又は第三項の認可を受けて、共同行為（事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。）については、これを適用しない。但し、不正な取引方法を用いるとき、若しくは事業者が不正な取引方法に該当す

る行為をさせるようにするとき、又は第七項の規定による公示があつた後一箇月を経過したとき（第六項の請求に応じ、当該事業に係る主務大臣（以下「主務大臣」という。）が、第五項の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一 当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

二 企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

生産業者等は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為（設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合であつて、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつてしては第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様

とする。

主務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならぬ。次項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

主務大臣は、第二項又は第三項の認可をした後において、当該共同行為が左の各号の一に該当するに至つたと認めるときは、その行為をして生産業者等に対し、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消すことができる。

一 第二項又は第三項に規定する要件を欠くこと。

二 その内容が前項各号に該当するものでないこと。

公正取引委員会は、前項の規定による処分をする必要があると認めるときは、主務大臣に対し、当該処分をすべきことを請求することができ。

公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなけれ

ばならない。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、第五項の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第二項又は第三項の認可に対して不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立てをすることができ。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による聴聞を行つて決定をし、当該主務大臣及び申立人に文書をもつて通知しなければならない。

主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その決定に従ひ必要な措置をとらなければならない。

主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときは、当該認可若しくは処分に係る事業者若しくは関連事業者又はこれらの団体から報告を徴することができる。

第二十四条の四 この法律の規定は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため特に必要

がある場合において、生産業者等が次項の認可を受けて共同行為をするときは、これを適用しない。生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産品種の制限原料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。

主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならぬ。次項において準用する前条第五項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 需要者の利益を害するおそれがないこと。

二 一般消費者及び関連事業者（需要者たる者を除く。）の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退すること

を不当に制限しないこと。

五 共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

前条第一項但書及び同条第五項から第十三項までの規定は、第二項の共同行為について、これを準用する。

る。

第三十五条の四第二号中「不正競争方法」を「不正な取引方法」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 認可、認定、同意、協議及び処分の請求並びに届出、報告及び通知の受理に關すること。

第四十六条第一項第三号中「所有者」を「所持者」に改め、同条第二項中「命令を以て定める公正取引委員会の職員をして」を「命令をもつて定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し」に改める。

第四十八条第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第三條、第六條第一項若しくは第二項、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む）、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしてゐるものに対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四十八條第二項中「勧告があつたときは、事業者」を「勧告を受けたもの」に改め、同条第三項中「事業者」を「第一項の規定による勧告を受けたもの」に「勧告」を「当該勧告」に改める。

第四十九條中第二項を削る。

第五十條を次のように改める。

第五十條 審判開始決定は、文書によつてこれを行い、審判開始決定

書には、事件の要旨を記載し、且つ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに署名押印しなければならない。

審判手続は、審判開始決定書の謄本を第四十八條第一項に規定する当該違反行為をしてゐるもの（以下「被審人」という。）に送達することにより、これを開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書の謄本を送達した日から三十日後に、これを定めなければならない。但し、被審人の同意を得たときは、この限りでない。

第五十一条中「事業者」を「被審人」に改め、「審判開始決定書」の下に「の謄本」を加える。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

第五十一条の三 第四十六條第二項の規定により指定された審査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

第五十二条第一項中「事業者」を「被審人」に、「第八條第一項」を「第八條の二」に改め、同条第二項中「事業者」を「被審人」に、「その他」を「又は公正取引委員会の承認を得た」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 公正取引委員会は、被審人又は前条第二項の代理人が、正当な理由がなく、審判の期日に出頭しないときにおいて

も、審判を行うことができる。

第五十三條の二第一項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、同条第二項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、「事業者」を「被審人」に改める。

第五十三條の三「事業者」を「被審人」に改め、「又は不当な事業能力の増進」を削る。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三條、第六條第一項若しくは第二項、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為があると認める場合には、審決をもつて、被審人に對し、第七條、第八條の二、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、審判開始決定の時までに前項に規定する行為がなかつたと認める場合及び審判開始決定の時までに同項に規定する行為があり、且つ、既に当該行為がなくなつてゐると認める場合には、審決をもつて、その旨を明らかにしなければならない。

第五十八條、第五十九條及び第六十三條中「事業者」を「被審人」に改める。

第六十二條第一項中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に「事業者」を「被審人」に改める。

第六十四條中「第五十四條」を「第六十四條第一項」に改める。

第十七部

経済安定委員会會議録第五号

昭和二十八年七月九日【参議院】

五十四條第一項に改める。

第六十五條中「第十一條第五項」を「第六十一條第一項又は第二項」に改める。

第六十六條第二項中「審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、及び「審判手続を経て」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第六十七條第一項を次のように改める。

審判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三條、第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十七條又は第十九條の規定に違反する疑のある行為をしてゐるものに対し、当該行為の議決権の行使若しくは会社の役員業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することが出来る。

第六十八條第一項を次のように改める。

前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その執行を免れることができる。

第六十九條の次に次の一條を加える。

第六十九條の二 書類の送達について

では、民事訴訟法第六十二條、第六十九條、第七十一條及び第七十七條の規定を準用する。

この場合において「執行吏」とあるのは「公正取引委員会の職員」と「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と読み替へるものとする。

第七十一條及び第七十二條を次のように改める。

第七十一條 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二條第七項の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二條 第二條第七項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

第七十五條中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一條の二」に改める。

第八十九條第一項を次のように改める。

左の各号の一に該当するものは、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者。

二 第八條第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を實質的に制限したものの第九十條中「該当する者」を「該当するもの」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 第六條第一項又は第八條第一項第二号の規定に違反して不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八條第一項第三号又は第四号の規定に違反したものの

第九十條中第三号を削り、第四号中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に改め、同号を第三号とする。

第九十一條第二号中「又は同条第二項」及び「又は杜撰」を削り、同条第三号中「若しくは同条第二項」を削り、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同条第四号中「第十條第五号」の下に「第一項」を加え、同条第五号中「又は同条第三項」及び「又は杜撰」を削る。

第九十一條の二を次のように改める。

第九十一條の二 左の各号の一に該当するものは、これを二十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

二 第八條第二項から第四項までの規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出したもの

三 第十條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第十三條第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

五 第十四條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

六 第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

七 第十五條第三項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

八 第十六條において準用する第十五條第三項の規定に違反して第十六條各号の一に該当する行為をした者

九 第二十四條の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十四條中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一條の二」に改める。

第九十四條の二を次のように改める。

第九十四條の二 左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十四條の三第十三項（第二十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

二 第四十條の規定による処分違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

三 第四十六條第一項第一号若しくは第二項又は第五十一條の二

九 第二十四條の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十四條中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一條の二」に改める。

第九十四條の二を次のように改める。

第九十四條の二 左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十四條の三第十三項（第二十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

二 第四十條の規定による処分違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

三 第四十六條第一項第一号若しくは第二項又は第五十一條の二

九 第二十四條の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十四條中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一條の二」に改める。

第九十四條の二を次のように改める。

第九十四條の二 左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十四條の三第十三項（第二十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

二 第四十條の規定による処分違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

三 第四十六條第一項第一号若しくは第二項又は第五十一條の二

九 第二十四條の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

九

の規定による事件関係人又は参
考人に対する処分を違反して出
頭せず、陳述をせず、虚偽の陳
述をし、又は報告をせず、若し
くは虚偽の報告をした者

四 第四十六条第一項第二号若し

くは第二項又は第五十一条の二
の規定による鑑定人に対する処
分に違反して出頭せず、鑑定を
せず、又は虚偽の鑑定をした者
五 第四十六条第一項第三号若し
くは第二項又は第五十一条の二
の規定による物件の所持者に対
する処分に違反して物件を提出
しない者

六 第五十三条の二において準用
する刑事訴訟法第五十四条又は
第五十六条の規定による参
考人又は鑑定人に対する命令に
違反して宣誓をしない者

第九十五条第二項中「第九十一
条の二第一号若しくは第三号」を「第
九十一条の二第一号、第二号若しく
は第五号」に改める。

第九十五条の次に次の二条を加え
る。

第九十五条の二 第八十九条第一項
第二号又は第九十条第一号若しく
は第二号の違反があつた場合にお
いては、その違反の計画を知り、
その防止に必要な措置を講ぜず、
又はその違反行為を知り、その是
正に必要な措置を講じなかつた当
該事業者団体の理事その他の役員
若しくは管理人又はその構成事業
者（構成事業者が他の事業者の利
益のためにする行為を行うもので
ある場合には、その事業者を含む）
に對しても、それぞれ各本条

の罰金刑を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事
業者団体の理事その他の役員若し
くは管理人又はその構成事業者が
法人その他の団体である場合にお
いては、当該団体の理事その他の
役員又は管理人に、これを適用す
る。

第九十五条の三 裁判所は、十分な
理由があるとき認めるときは、第
八十九条第一項第二号又は第九十
条に規定する刑の言渡と同時に、事
業者団体の解散を宣告することが
できる。

前項の規定により解散が宣告さ
れた場合には、他の法令の規定又
は定款その他の定めにかかわらず、
事業者団体は、その宣告により解
散する。

第九十六条第三項中「その告発に
係る犯罪について、の下に「前条第
一項又は」を加える。

第九十七条中「第五十四条」を「第
五十四条第一項」に、「違反した者」
を「違反したもの」に改める。

第九十八条中「違反した者」を「違
反したもの」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行
する。
- 2 事業者団体法（昭和二十三年法
律第九十一号）は廃止する。
- 3 この法律の施行前に生じた事項
については、改正前の私的独占の
禁止及び公正取引の確保に関する
法律（以下「旧法」という。）及び
旧事業者団体法の規定を適用す
る。
- 4 この法律の施行の際、公正取引

委員会の審決が確定していない事
項については、旧法の規定による
不正な競争方法であつて、改正
後の私的独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律（以下「新法」
という。）の規定による不正な取
引方法であるものに関する事項を
除き、前項の規定にかかわらず、
新法を適用する。但し、既に行つ
た手続の効力を妨げない。

5 この法律の施行に際し、公正取
引委員会が、旧法第七十二条第一
項の規定により告示した不正な
競争方法について新法第二条第七
項の規定による指定をしようとし
るときは、新法第七十一条の規定
は、適用しない。

6 この法律の施行前にした行為に
對する罰則の適用については、な
お従前の例による。

7 昭和二十二年法律第五十四号私
的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の適用除外等に関す
る法律（昭和二十二年法律第三
十八号）の一部を次のように改正
する。

第一条中「事業者」の下に「又
は事業者団体」を加え、「法律（昭
和二十年勅令第五百四十二号を含
む。以下同じ。）」を「法令」に、
「その法律」を「その法令」に改
め、但書を削り、第一号から第八
号までを次のように改め、第九号
及び第十号を削る。

一 地方鉄道法（大正八年法律
第五十二号）第二十五条第一
項（軌道法（大正十年法律第
七十六号）第二十六条におい
て準用する場合を含む。）

二 陸上交通事業調整法（昭和
十三年法律第七十一号）第二
条第一項第六号及び第七号並
びにこれらの規定に係る同条
第二項

三 食糧管理法（昭和十七年法
律第四十号）

四 損害保険料率算出団体に関
する法律（昭和二十三年法律
第九十三号）

五 漁船損害補償法（昭和二十
七年法律第二十八号）第四章
六 電気及びガスに関する臨時
措置に関する法律（昭和二十
七年法律第三四十一号）の
規定によりその例によるもの
とされた旧公益事業令（昭和
二十五年政令第三百四十三
号）（第四十四条、第四十五
条、第五十四条及び第五十五
条）

七 公衆電気通信法（昭和二十
八年法律第 号）第十二
条第一項

八 旧ポツダム宣言の受諾に伴
い発する命令に関する件（昭
和二十年勅令第五百四十二
号）に基く命令であつて、現
に法律としての効力を有する
もの

九 第二条但書を削り、同条を第三
条とし、第一条の次に次の一条
を加える。

第二条 私的独占禁止法第八條の
規定は、左に掲げる団体に対しては、
これを適用しない。

一 私的独占禁止法第二十四条
各号に掲げる要件を備え、且
つ、左に掲げる法律の規定に
基いて設立された協同組合を

他の団体
イ 貸家組合法（昭和十六年
法律第四十七号）
ロ 水産業協同組合法（昭和
二十三年法律第二百四十二
号）
ハ 中小企業等協同組合法
（昭和二十四年法律第八
十一号）
ニ 森林法（昭和二十六年法
律第二百四十九号）
三 左に掲げる法律の規定に基
いて設立された団体
イ 健康保険法（大正十一年
法律第七十号）
ロ 農村負債整理組合法（昭
和八年法律第二十一号）
ハ 国民健康保険法（昭和十
三年法律第六十号）
ニ 農業協同組合法（昭和二
十二年法律第三十二号）
ホ 農業災害補償法（昭和二
十二年法律第八十五号）
ヘ 証券取引法（昭和二十三
年法律第二十五号）
ト 国家公務員共済組合法
（昭和二十三年法律第六十
九号）
チ 損害保険料率算出団体に
関する法律
リ 消費生活協同組合法（昭
和二十三年法律第二百号）
ヌ 船主相互保険組合法（昭
和二十五年法律第七十七
号）
ル 商品取引所法（昭和二十
五年法律第二百三十九号）
ヲ 信用金庫法（昭和二十六
年法律第二百三十八号）

ワ 漁船損害補償法
カ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
コ 塩業組合法（昭和二十八年法律第 号）
ク 信用保証協会法（昭和二十八年法律第 号）
ケ 開拓信用融資保証法（昭和二十八年法律第 号）
キ 左に掲げる団体。但し、それぞれに固有な業務を遂行するに必要な範囲に限る。
イ 手形法（昭和七年法律第二十号）及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）の規定により指定されている手形交換所
ロ 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一条の規定に基づいて指定された団体
ハ 証券取引法（昭和二十二年勅令第七十四号）第一条の規定に基づいて指定された所
ニ ばこ専売法（昭和二十四年法律第十一号）第二十五條第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びその連合体
四 従業員の数が二十人をこえない事業者である個人が相互扶助を目的として設立した団体であつて、構成事業者の数が十九人をこえないもの
八 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二を次のように改める。
第十二条ノ二 削除
第十二条ノ三 中「及事業者団体法」を削り、同条但書中「不公正ナル競争方法」を「不公正ナル取引方法」に改める。
第百四十四条ノ二を削る。
第百四十九条中「又ハ第百四十四条ノ二」を削る。
九 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条の次に次の一条を加える。
第十五条ノ二 農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購買受ケントスル者（以下購買需要者ト称ス）ガ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購買ニ関スル農業協同組合第十條第一項第十一号ノ団体協約又ハ購買契約ヲ結ブ旨ノ申込ヲ受ケタル場合ニ於テ当該申込ニ係ル団体協約又ハ購買契約ニ付テ行フ購買ニ関スル協定、契約又ハ共同行為（以下協定等ト称ス）左ノ各号ノ要件ヲ具備スルトキハ私的独占ノ禁止及公正取引ノ確保に關する法律ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ不公正ナル取引方法ヲ用フルトキ又ハ不当ニ爾爾ヲ引下グルコトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト
二 其ノ協定等ニ参加シ又ハ其ノ協定等ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト

購買需要者ハ前項ノ協定等ヲ為サントスルトキハ予メ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ
購買需要者ハ第一項ノ協定等ヲ為シタルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ
第四十八條中第二号ヲ第三号とし、第一号ヲ第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
一 第十五条ノ二第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者
第四十九條中「前条第一号」の下に「若ハ第二号」を加える。
十 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第五項及び第七項中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。
十一 外国保険事業者に關する法律（昭和二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
第十九條中「第十二条ノ二から第十二条ノ七まで（保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外）」を「第十二条ノ三から第十二条ノ七まで（私的独占禁止法の適用除外）」に改める。
第三十三條の二を削る。
第三十五條第一項中「前二条」を「前条」に改める。
十二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出し中「及び事業者団体法」を削り、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り、同条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。
十三 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第六十五條中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。
十四 外貨に關する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。
第二十五條中「又は事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。
十五 農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第十七條第三項中第四号及び第五号を削る。
十六 船主相互保險組合法の一部を次のように改正する。
第五十五條を次のように改める。
（私的独占禁止法との關係）
第五十五條 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用又は同法に基き公正取引委員会が行使する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

十七 商工会議所法（昭和二十五年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。
第八條中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り「並びにこれらの法律」を「及び同法」に改める。
十八 土地調整委員會設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。
第十八條但書中「又は事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削る。
十九 道路運送車輛法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第九十五條中「事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」の定めるところに從い「を削る」。
二十 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第二十五條中「及び第二項」を削る。
二十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
第百一十一條但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。
二十二 酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。
第九十三條の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律等」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律」に改め、同条中「及び事業者

団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）を削り、同条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

²³ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項」を「第十条第一項及び第十一條第一項」に改め、同項但書中「第四条第一項、第五条」を削り「第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第二項」を「第六条第一項若しくは第二項」を「第六條第一項若しくは第二項に改め、「又は不当な事業能力の較差があること」となると認められる場合」及び「第八条第一項」を削り、同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項又は第十二項」を「第十条第一項又は第十一條第一項」に改める。

²⁴ 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。
第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除